

論壇

相続税の増税と贈与税の軽減に対する考え方



松岡章夫 【神田】

1 はじめに

相続税の基礎控除が平成27年1月1日から従来の6割に引き下げられた。その一方、贈与税に関しては、平成27年1月1日から20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた場合には、税率が優遇されている。さらに、平成27年度税制改正の大綱では、直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の限度額が引き上げられ、教育資金の一括贈与の

2 高齢社会の実態

まず、相続税の前提となる人口及び死亡数の傾向を見てみる。(1) 人口構造 日本の人口は、直近では、2013年10月1日現在、1億2730万人である。このうち75歳以上の者は1560万人で全体の12.3%である。65歳以上に至っては3190万人で25.1%となる。さらに、2040年の人口推定では75歳以上の者は2223万人で全体の21%で、65歳以上で

3 相続税のあり方

平成22年12月「税目ごとの論点の深掘り」に関する議論の中間報告(税制調査会専門家委員会、以下「中間報告」という)では、相続税の課税根拠について、以下の3点を挙げている。① 担税力に応じた課税 相続税は遺産の取得と

るといふ役割も果たしている。③ 生前の受益と負担の清算 被相続人は社会保障や各種公的サービスという形で、主に老齢期において社会から受益を受けており、それに対応する負担を、被相続人死亡時に相続税によって清算する。この考え方も存在する。これらの課税根拠は、それぞれに独立したものでなく、相互に関連しあうと考えられる(しかし、③の考え方は遺産課税的な発想であり、①の考え方は遺産取得方式的な発想であるが、課税方式の議論はここではしない)。これらの課税根拠を基に以下の二つの論点について検討する。

(1) 相続税は廃止すべきではないかという議論

相続税の引下げにより新たな課税対象になった納税者には所得税の最低税率の5%という発想もあったのではないかと。また最高税率については以下のとおりである。中間報告では、③に関連して、「個人の生涯を通じて負担面をみると、個人所得課税については、税率構造の累進緩和や人的控除の引上げ等によりその負担が軽減されてきている。特に、比較的高額の所得を得ている者が退職までに累積して負担する税金の総額は、低下傾向にある」と指摘する。確かに過去には、株式の譲渡益課税が非課税の時代が長かったなど、高額な所得を得ていた者に優遇があったことは否定でき

る。先ほど見たように、死亡者が増加している現状を勘案すると、平成27年からの相続税の基礎控除引き下げにより課税件数がどれほど増加するかを見定める必要があるものの、課税対象を絞り込む必要はないものと考えられる。数千円円の財産を取得している者まで非課税にすることはないものと考えられる。なお、相続税の基礎控除が平成27年1月1日から従来の6割に引き下げられたが、納税者の相談を受けていると、例えば、毎年1割ずつ引き下げるなどの経過措置があった方がよかつたように感じる。平成26年12月31日と平成27年1月1日の死亡日の違いにより、基礎控除が何千万円も差があるのは極端すぎる。次に税率の点である。基礎控除の引下げにより新たな課税対象になった納税者には所得税の最低税率の5%という発想もあったのではないかと。また最高税率については以下のとおりである。中間報告では、③に関連して、「個人の生涯を通じて負担面をみると、個人所得課税については、税率構造の累進緩和や人的控除の引上げ等によりその負担が軽減されてきている。特に、比較的高額の所得を得ている者が退職までに累積して負担する税金の総額は、低下傾向にある」と指摘する。確かに過去には、株式の譲渡益課税が非課税の時代が長かったなど、高額な所得を得ていた者に優遇があったことは否定でき

4 贈与税のあり方

贈与税については、制度創設以来、贈与税は相続税の補完税であることから、その負担は、相続税の負担との関連において定められることが適当である(昭和32年12月「相続税制度改正に関する税制特別調査会答申」(政府税調)との立場を貫いてきたと言える)。しかし、平成15年度税制改正により、相続時精算課税制度が以下のような説明のもとに創設された。「下記事項等を踏まえ、将来において相続関係に入る一定の親子間の資産移転について、生前における贈与と相続との間で、資産の移転時期の選択に対する中立性を確保することにより、生前における贈与による資産の移転の円滑化に資することを目的とする。①高齢化の進展に伴い、相続による世代への資産移転の時期が

講じれば、高齢者の保有資産の若年世代への早期移転が一層促進され、消費拡大や経済活性化につながるものと。その際には、贈与税は相続税の補完税であるとの基本を踏まえる必要があると同時に、贈与税の過度の緩和は若年層における世代内格差の拡大や親族等への資産名義の分散に伴う相続税の課税ベースの浸食といった副作用にも留意が必要である。」

てもいいのではないかと。中間報告で紹介される「相続税は、相応の規模の基礎控除を有し、課税対象となる層が限られていることから、累進的な性格を有する税である。この点を踏まえれば、過度に累進的な税率構造とすることは、特定の階層に負担を偏在させることになる」という意見に賛同したい。

したがって、税率の刻みは、住民税は考慮せずに、所得税と合わせ、5%、45%とするのも検討に値するのではないかと考える。

最後に

3(2)でも触れた「相続税の基礎控除はもっと増やして、ごく限られた資産家から累進税率により課税すべきではないか」という議論という点に関して、相続税の課税状況から次のことがわかる。平成23年度の国税庁の相続税の課税価格階級別、人員、課税価格、税額のデータがある。51559人の被相続人(申告されたもの)の10兆7397億円の課税価格、納付税額は1兆2519億円である。税収は消費税0.5%分に過ぎない。この中で当時の相続税の最高税率50%が課される

る。一方、贈与税の見直しを通じ、高齢者層が保有する資産をより早期に現役世代に移転させ、その有効活用を図ることが必要であるとの観点から、贈与税を緩和すべくであるとの考えもあり、現在の政策はこの方向で検討されているものと思われる。この二つの相反する考え方のどちらに重きを置くかにより、贈与税の軽減に対する評価は変わってくる。私は、この二つの考え方のバランスが大事であると考え、贈与税の基礎控除は現状のままとして、日本経済の消費拡大に寄与すると考えられる政策について、贈与税の優遇措置を拡大していくことが必要と考える。

- ※1 平成25年版厚生労働白書 p188
- ※2 平成25年版高齢社会白書 p5
- ※3 昭和33年7月1日現在所得税関係係数達150「相続、遺贈又は贈与に因る財産の取得は一時所得となるが、相続、遺贈又は個人からの贈与に係るものは、

- 法第6条第7号の規定により課税されないから、これ等のものうち一時所得として所得税を課せられるものは、法人からの贈与に係るものに限られるものとする。」
- ※4 平成23年度版国税庁統計年報 p245